

答 申 情 第 1 2 4 号
令 和 3 年 7 月 1 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年8月11日付け保健健第160号をもって諮問のありました件について、別紙
のとおり答申します。

記

特定屋外喫煙場所に関する調査票の公文書一部公開決定事案（諮問情第215号）

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年3月6日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「健康長寿企画課が保有する「改正健康増進法に係る第一種施設^{※1}に送付した調査票」による大学・短期大学の回答（学校名と回答が知りたい）」の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「「第一種施設における大学・短期大学の特定屋外喫煙場所^{※2}に関する調査票について」（16件）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和2年4月16日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第3号に該当

個別の回答内容については、本市が公にしないとの条件で大学等へ調査を行ったうえで、任意に提供された情報であるため。

- (3) 審査請求人は、令和2年7月16日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分のうち非公開とした部分の公開を求める審査請求をした。

※1 第一種施設とは、多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設等を指す。

※2 特定屋外喫煙場所とは、第一種施設の屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、令和元年6月頃に市内の第一種施設に対して、特定屋外喫煙場所の設置の有無等について調査を行った際の調査票の一部であり、本件請求に係る文書として特定したものである。

(2) 条例第7条第3号に該当することについて

本件公文書は、改正健康増進法（以下「法」という。）の施行前である令和元年6月に、令和元年7月の法施行後の対応状況（対応方針）について「個々の施設の回答・内容を公表することはありません」と調査票に明示したうえで調査を行ったものであり、当該調査において任意に提供された情報である。提供された回答内容は、今後の方針に関する情報である。

このような任意の協力の下で実施する調査については、回答施設を含めて個々の内容を公にすることを前提とすれば、今後の方針における率直な考え方や正確な事実の把握に支障が生じるおそれがあることは否めない。

よって、当該調査において、公にしないとの条件を付したことに合理的な理由があると判断している。

なお、審査請求人は「敷地内で喫煙を可能とする施設の名称は、身体又は健康を促進するために公にする必要がある。」と主張するが、特定屋外喫煙場所を設置する場合は法において定められた措置を講じることとされているから、施設名については、身体又は健康を保護するために公にする必要がなく、違法又は不当な事業活動でもないため、条例第7条第3号ただし書きには該当しない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 実施機関は公開しない理由を条例第7条第3号に該当するとしたが、該当しないため、公開をしないとした処分は不当である。

- (2) 京都市内の大学・短期大学は全て敷地（屋外）がある。したがって設問1は不要なものである。不要な質問に対し、公にしないとの条件を付することは合理性がない。
- (3) 健発0222第1号は、「第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本設置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。」と示しており、設問2の回答が「敷地内は禁煙とする」でない調査票の施設名は、ただし書ア「事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。
- (4) 学内における喫煙の可否や喫煙場所の位置をウェブサイトで公表している大学・短期大学は少なからずある。このような施設については、公にしないとの条件が解除されたものというべきである。
- (5) 令和元年9月19日付け芸大総第15号で公立大学法人京都市立芸術大学理事長が行った公文書公開決定で公開された平成30年度第10回安全衛生委員会での配布資料「他大学における受動喫煙防止に係る取り組み状況（京滋地区月曜懇談会2月例会資料）」には、京滋地区の国公立及び私立大学（全45大学）の改正健康増進法への平成31年2月当時の対応状況が表にまとめられている。各大学について対応済（既に敷地内禁煙または喫煙専用室を設置）か検討中かといった状況だけでなく、工夫している点が記録されているなど、実施機関の調査票よりも踏み込んだ質問への回答が記録されている。
- 即ち、京都市内の大学・短期大学は近隣の同種施設と法の対応状況について情報交換しており、その際に公にしないとの条件を付していない。このような横の繋がりで秘密にすることもなく融通し合うことが通例とされる情報に対し、実施機関が公にしないとの条件を付して回答を求めたことは何ら合理性がない。
- (6) 実施機関は「このような任意の協力の下で実施する調査については、回答施設を含めて個々の内容を公にすることを前提とすれば、今後の方針における率直な考え方や正確な事実の把握に支障が生じるおそれがあることは否めない。」と弁明するが、失当である。回答施設のうち少なくない大学は、健康増進法の規定を正しく理解しておらず、その回答には法施行後の事実と異なる内容が記載されているものと考えられる。実施機関は、各大学を個別訪問するなどといった監視業務をしておらず、回答の正しさを検証する機会がない。したがって、「正確な事実の把握」をなしえたとはいえない。このような回答の正確性が担保されない調査については、施設名を含めて個々の回答

を公表し、学生や教職員また市民等による訂正の機会が設けられてしかるべきである。よって、「当該調査において、公にしないとの条件を付したことに合理的な理由がある」とはいえない。

- (7) 実施機関は「特定屋外喫煙場所を設置する場合は法において定められた措置を講じることとされているから、施設名については、身体又は健康を保護するために公にする必要がなく・・・」と弁明するが、失当である。法において定められた措置を講じたとしても、受動喫煙は生じる。これは法の規定が恣意的な解釈が可能であることと、喫煙後に呼出煙や残留物質により三次喫煙を含めた受動喫煙が生じるためである。
- (8) 特定屋外喫煙場所の設置に際し、法において定められた措置を講じたところで、受動喫煙が生じることを防止できないことは明らかである。受動喫煙に対する感受性は個々人によって大きく異なり、喘息や化学物質過敏症の患者等にとっては一時的な曝露であっても重篤な急性症状が出現しうる。であるからこそ、健発0222第1号において、「第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。」と示されているのである。受動喫煙の危害を避けるためには、施設名の公表が必要とされる。したがって施設名は、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるといえる。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

処分庁は法施行前である令和元年6月頃に市内の約6,500件の第一種施設に対して、法施行後である令和元年7月以降における特定屋外喫煙場所の設置についての調査（以下「本件調査」という。）を行った。本件公文書はそのうち32件の大学及び短期大学へ送付したもののうち、回答を得た16件の調査票である。調査を依頼するに当たり、調査票には「個々の施設の回答・内容を公表することはありません」と明記されている。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、本件調査について公にしないとの条件を付したことに合理性がなく施設名を公開すべきであると主張しているため、当審査会ではこの点について以下検討する。

(3) 条例第7条第3号の該当性について

ア 実施機関が行う事務・事業においては、法人等又は個人から公にしないとの条件の下に任意に情報の提供を受けることがある。条例第7条第3号は、法人等又は個人が実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものを非公開情報としている。

イ 審査請求人の主張するとおり、学内における喫煙の可否や喫煙場所の位置を公表している大学は存在する。

しかしながら、条例第7条第3号に該当するか否かは、上述のとおり、当時の状況等に照らして、公にしないとの条件を付することが合理的であるか否かで判断すべきものである。

ウ そこで、当審査会において、諮問庁に対し、調査を行う際に公にしないとの条件を処分庁が付した理由について確認したところ、本件調査の目的は、第一種施設全体について、法改正の周知及び啓発と併せて法改正に伴う対応を把握することであり、その後の指導や啓発などを効果的に実施するためには、とりわけ法改正後の対応の検討状況について率直な回答を得る必要があることから、そのような条件を付したとのことであった。また、これにより回答率を高める必要もあったとのことであった。

エ 本件請求の対象は大学及び短期大学に係る調査票であるが、これは本件調査の対象全体からするとごく一部に過ぎない（6(1)のとおり）。本件調査が第一種施設全体について行われたものである以上、公にしないとの条件を付することが合理的であるか否かも、本件調査全体について判断すべきものである。処分庁としては、約6,500に及ぶ多種の施設から多くの率直な回答を得る必要があったことが認められる。そして、本件調査のような強制力を伴わない任意の調査においては、公開を前提とした場合、内容によっては調査対象者が風評被害等が生じることを懸念して回答を躊躇することなども想定され、その結果、その後の施策に活用すべき有意な情報を収集できなくなる可能性があることは否定できない。

これらを考え合わせると、当審査会は、本件調査においてより多くの対象施設から率直な回答を得る必要があったことなどから公にしないとの条件を付したことに

は、合理性が認められると判断する。したがって、本件請求の対象となった大学及び短期大学についても、回答を公にしないとの条件を付することは合理的であったと認められる。

オ なお、審査請求人は敷地内に特定屋外喫煙場所を設置すると回答している大学等の施設名については、条例第7条第3号ただし書ア「事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するとも主張する。

しかしながら、特定屋外喫煙場所については、一定の措置を講じていれば、設置すること自体は法において許容されているものであるから、特定屋外喫煙場所を設置していることのみをもって、その大学等の情報がこのただし書に該当するものとは認められない。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和2年 8月11日 諮問

9月 9日 諮問庁からの弁明書の提出

10月12日 審査請求人からの反論書の提出

令和3年 4月14日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第1回会議）

5月26日 審議（令和3年度第2回会議）

7月13日 審議（令和3年度第3回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）